3　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の24.55％の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から清算費用等必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第２９号
東京都千代田区神田小川町３丁目７番地３
文栄小川町ビル７Ｆ
再生債務者　株式会社エフトロン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目８番５号
新宿御苑室町ビル５階三宅・今井・池田法律事務所　弁護士　相羽　利昭
平成23年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第２８号
群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者　双葉繊維工業株式会社
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月22日から平成23年６月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号
富山市新屋25番地
再生債務者　株式会社オーエムサービス
１　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月９日から平成23年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第１１４号
東京都中央区八丁堀２丁目30番17号
再生債務者　ユーホーケミカル株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済み株式の全て（28万4700株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　資本金9550万8000円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日の１か月以内の日で別途再生債務者が設定する日
８　増加する資本金の額　１円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成23年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１１４号
東京都中央区八丁堀２丁目30番17号
再生債務者　ユーホーケミカル株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月８日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年５月31日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年５月25日
平成23年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第１０７号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号新宿アイランドタワー５階508号室
再生債務者　医療法人社団萌永会
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１１２号
東京都台東区秋葉原５番８号
再生債務者　株式会社インターナショナル・サーボ・データー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１１５号
東京都中央区八丁堀３丁目22番13号
再生債務者　株式会社ファイテックラボ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第１６６号
東京都荒川区東日暮里５丁目５番７号
再生債務者　佐倉興産株式会社（旧商号株式会社アウトバーン）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１８９号
岩手県北上市大通り４丁目２番１号
再生債務者　株式会社北東
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２０８号
東京都江戸川区西葛西５丁目４番６号アールズコート304号室
再生債務者　株式会社ムーバー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２１６号
東京都千代田区麹町２丁目２番地
再生債務者　モイス研究所株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３０号
大阪府吹田市豊津町10番34号
再生債務者　セントラルサービス株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第４号
熊本市紺屋今町４番３号
再生債務者　医療法人博愛会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月19日
熊本地方裁判所民事第１部